

資料 3-4

地域の種類	禁止地域1	禁止地域2	許可地域1	許可地域2
	ピンク	ローズ	きいろ	グライム
各地域の範囲	『野洲市景観計画』に定める琵琶湖景観形成地区（琵琶湖景観形成特別地区含む） 『野洲市景観計画』に定める野洲駅南地区のうち、中山道沿道区域』	『第1種低層住居専用地域』 『風致地区』 『指定文化財の周囲50m』 『史跡名勝天然記念物の指定範囲』 『名神高速道路』 『都市計画公園』 『都市計画緑地』 『墓地』	『野洲市景観計画』で定める野洲駅南地区のうち、中山道沿道を除く区域』 『国道8号線、国道477号線、県道2号線の道路境界から30m以内』 『鉄道から100m以内』 『名神高速道路または新幹線から500m以内の地域』	『禁止地域1・禁止地域2・許可地域1以外の野洲市全域』
自家用広告物	総面積が5㎡を超える場合は許可申請が必要			
非自家用広告物 （野立広告物）	設置できません （※2）			
非自家用広告物 （野立広告物以外）	設置できません （※2）			

(※1)：都市計画法に基づく第1種および第2種中高層住居専用地域、第1種および第2種住居地域、準住居地域を指します。

(※2)：「案内図板」は許可を受けて設置できます。

2. 許可基準

(1) 共通基準

- 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の景観に調和させること。
- 原則として表示面の下地の色は、黒および高彩度色を使用しないこと。
- 蛍光または発光を伴う塗料または材料を用いないこと。
- 照明を伴うものにあつては、屋間においても良好な景観または風致を書しないこと。
- 可変表示式広告物にあつては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。
- 道路標識、信号機等の付近では、道路交通安全の妨げとならないようにすること。

(2) 個別基準

地域の種類	禁止地域1	禁止地域2	許可地域1	許可地域2
主な場所	ピンク 琵琶湖沿岸、野洲駅南地区 中山道沿い	ローズ 三上風致地区、都市公園・緑 地、文化財周辺、第1種低層 住居	きいろ 野洲駅南地区のうち中山 道沿道を除く区域、国8、 国477、大津能登川長浜線	ライム 赤斜線 吉地、西河原、錦の里、篠 原駅前
総量規制	15㎡	-	-	-
野立広告 板、塔	表示面の幅 高さ	幅：4.5m以下 地上から10m以下	地上から20m以下	地上から20m以下
壁面	面積 高さ等	壁面の面積×1/4 壁面の面積×1/3	地上から10m以下 壁面の面積×1/2	地上から10m以下 壁面の面積×1/2
突出	突出幅 上端の高さ 下端の高さ	壁面からのみ出さない 取付壁面から1.5m以内かつ 官民境界から1m以内	壁面からのみ出さない 取付壁面から1.5m以内かつ 官民境界から1m以内	壁面からのみ出さない 取付壁面から1.5m以内かつ 官民境界から1m以内
屋上	高さ等	設置できません	設置できません	設置できません
野立 広告板	面積等 高さ	建物の高さ×2/3 かつ3m以下 建物の幅をはみ出さな いこと	建物の高さ×2/3 かつ5m以下 建物の幅をはみ出さないこと	一面30㎡以下 縦4.5m以下かつ地上高7m以下 一面あたり20㎡以下かつ 一面の幅：2m以下 地上から10m以下(脚含む)
野立 広告塔	面積等 高さ	設置できません	設置できません	設置できません
壁面	面積 高さ等	設置できません	設置できません	設置できません
突出	突出幅 上端の高さ 下端の高さ	設置できません	設置できません	設置できません
屋上	高さ等	設置できません	設置できません	設置できません
同一広告主の広告物 に関する相互間距離	高さ等	設置できません	設置できません	設置できません

(3) 案内図板の基準

地域の種類	禁止地域1	禁止地域2	許可地域1	許可地域2
主な場所	ピンク 琵琶湖沿岸、野洲駅南地区 中山道沿い	ローズ 三上風致地区、都市公園・緑 地、文化財周辺、第1種低層 住居	きいろ 野洲駅南地区のうち中山 道沿道を除く区域、国8、 国477、大津能登川長浜線	ライム 赤斜線 吉地、西河原、錦の里、篠 原駅前
面積	一面3㎡以下 (2者以上で共同表示す る場合は一面あたり5 ㎡以下)	一面5㎡以下 (2者以上で共同表示す る場合は一面あたり8 ㎡以下)	一面5㎡以下 (2者以上で共同表示する場合は 一面あたり8㎡以下)	一面30㎡以下
高さ	4. 5m以下(脚含む)	縦4. 5m以下かつ 地上高7m以下	縦4. 5m以下かつ 地上高7m以下	縦4. 5m以下かつ 地上高7m以下
同一広告主の広告物に関 する相互間距離	500m以上	100m以上		『JR琵琶湖線からの距離が100mを超え500m以 下の範囲』：100m 『国道8号線、国道477号線および大津能登川 長浜線から30mを超え500m以下の範囲』：100 m 『東海道新幹線および名神高速道路からの距離 が500mを超え、1000m以下の範囲』：300m

(4) 電柱広告の基準

広告物の種類	基 準
巻付広告物	・ 下端の高さは地上から1. 2m以上で、長さは1. 8m以下であること。 ・ 禁止地域1、禁止地域2においては、案内図板であること。
袖付広告物	・ 下端の高さは歩道上にあつては地上から2. 7m以上、車道にあつては地上から4. 7m以上で、 長さは1. 5m以下、突出幅は0. 9m以下であること。ただし、表示面積は1. 2㎡以下であること。 ・ 禁止地域1、禁止地域2においては、案内図板であること。

(5) 可変表示式広告物に関する規制

可変表示式広告物は、刺激的で強い光を放つなど、景観に支障をきたすため、以下の規制を設けます。

①『LED・液晶等でデジタル動画を表示するもの・電光掲示板等』『壁面内部照明で色彩の変化と文字を表示するもの』

定義

・ 映像装置、可動式ボスター、電光ニュース板、電光広告板その他の常時表示内容を変えることができるもの

規制

・ 自家用・非自家用共に禁止地域1での設置を禁止する。

②『点滅式照明・可動式照明』

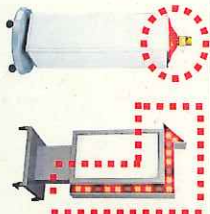
定義

・ 回転灯等、照射する光が動くもの

規制

・ 自家用・非自家用共に禁止地域1での設置を禁止する。

★発光を伴う主な屋外広告物の種類

発光広告物の種類		点滅・回転の有無	写真	備考	規制内容(案)
自光式 広告物 ※	可変表示 式広告物	○	『LED・液晶等でデジタ ル動画を表示するもの・ 電光掲示板等』  	写真 【左】デジタル動画を 表示する広告物 【右】電光掲示板	禁止地域1において、 自家用・非自家用共 に設置を禁止する。
	『壁面内部照明で色彩 の変化と文字を表示す るもの』 ○		 	写真 内部照明を利用して 表示された広告物	
	『点滅式照明・可動式照 明』 (点滅灯・回転灯) ○		 	写真 【左】上部照明が回転灯 【中央】矢印が点滅灯 【右】板面周辺が可動式 照明	
	『広告物内部に光源を 備えたもの』 ×		 	LED・ネオン・白熱電 球・蛍光灯照明利用 (常時点灯)	
不変表示 式広告物	『発光体自体が文字や デザインのもの』 ×		 	LED・ネオン・白熱電 球・蛍光灯照明利用 (常時点灯)	—
	間接照明式広告物 ×		 	板面自体は発光せず	

※自光式広告物とは、電気等を利用して自ら発光する広告物で、間接照明による広告物(反射光で光るもの)は含まない

当資料に使用されている写真及び図に関しては、あくまで説明のために例示したものであり、違反物件ではありません。
また、インターネット上から引用したものであり、野洲市内に存する物件ではありません。
インターネット上からの引用した画像は、当審議会において、説明に利用する目的以外での使用は致しません。